

公益社団法人福岡県社会福祉士会 選挙管理委員会規程（案）

規程第69号
2026年11月29日制定

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）役員及び代議員選出規則第13条の規定に基づき、役員及び代議員を選出するため、選挙管理委員会を設置する。

（業務内容）

第2条 選挙管理委員会は、次の選挙運営活動全般の事務を行う。

- （1）役員選出
- （2）代議員選出
- 2 選挙管理委員会は、本会の正会員に対し会報に選挙の公示を行なうことにより、役員及び代議員の立候補者の公募、ならびにその受付を行い、それぞれ選任されるまでの間、選挙の管理執行を公正に行うことをその任務とする。
- 3 選挙管理委員会は、選挙運営活動事務の全部又は一部を選挙管理委員会以外の人又は団体に委託してはならない。

（選挙管理委員会委員の構成と定員）

第3条 選挙管理委員会委員（以下「委員」という。）の定員は7名以上10名以内とし、次のとおり区分して選出する。

- （1）ブロックからの推薦枠 4名
- （2）正会員による立候補枠 2名以上5名以内
- （3）定款第66条第2項の事務局職員枠 1名

（委員の要件）

第4条 委員となる者は、次に掲げる要件をすべて満たなければならない。

- （1）役員または代議員及び予備代議員ではないこと。
- （2）役員に立候補すること、及び役員に立候補する者を推薦することはできない。
- （3）代議員に立候補すること、及び代議員候補者の推挙をすることはできない。
- （4）海外に在住していないこと。及び委員の任期中に海外に在住の予定が無いこと。
- （5）本会の会費に未納、滞納が無いこと。
- （6）本会の会員派遣調整手数料徴収対象者である場合は、過去に未納が無いこと。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、連続して2期8年を超えて選任されることはできないものとする。

- 2 委員が任期途中で欠け、第3条の定員の下限（7名）を下回ったときは、第3条の選出枠単位で再募集し選任することができる。再募集で選任された委員の任期は、前任委員の任期満了のときまでとする。
- 3 委員は、定時代議員総会開催日の半年前の12月末日までに選任され、4年後の12月末日までを目安として次期委員が選任されるまでとする。

（委員の選出方法）

第6条 委員の選出方法は、次のとおり第3条で規定する枠ごとに選出し、理事会の承認を経て確定する。

- （1）ブロックからの推薦枠
ブロック幹事会の承認を経て幹事の中から各1名を選出する。
- （2）正会員による立候補枠
会報にて公募し、立候補により受け付ける。立候補者数が定員（2～5名）を超過したときは、理事会が完全な無作為の方法を用いて抽選を行い決する。
- （3）定款第67条第2項の事務局職員枠
事務局長が常勤職員の中から1名を指名する。

(選挙管理委員長)

第7条 選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）は、選挙管理委員の互選により1名選出する。

- 2 委員長は、選挙管理委員会業務を総理する。
- 3 委員長は、必要に応じ副委員長を委員の中から1名選任することができる。

(委員名簿の公表)

第8条 前条で選出された委員は、会報、ホームページ等で次の内容を公開する。

- (1) 氏名及び氏名のふりがな
- (2) 第3条で規定する選出枠
- (3) 委員会内の役職（委員長または副委員長）
- (4) 任期

(委員会の開催)

第9条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会は、開催後速やかに議事録を作成しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員は、無報酬とする。ただし、委員が職務上又は委員会活動のために要した必要経費（旅費交通費等）については、本会に請求することができる。

(秘密の保持)

第11条 委員は、選挙管理委員会の職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、委員を退いた後も同様とする。

(委員の解任)

第12条 委員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その委員に対して、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(改廃)

第13条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2026年11月29日から施行する。
2. 本会定款の改正議決とともに本規程も同時に施行されるが、その改正定款の附則第9項に基づき、本規程による代議員選挙を予め実施するため選挙管理委員会を先行して設置する。